

## 本人確認へのご協力をお願い

マネー・ローンダリング、テロ資金供与防止のための本人確認手続きに関する法令の改正により、平成19年1月4日以降、10万円を超えるお振込みは、次のような取扱いになります。利用者の方々にはご不便をおかけする面がありますが、ご協力をお願いいたします。

### ○ 現金でのお振込みの場合

窓口にて、運転免許証、健康保険証、国民年金手帳などの本人確認書類を提示(注1)のうえ、お振込みください。

ATMでは、10万円を超える現金でのお振込みはできません(注2)。

(注1) 10万円を超える入学金等を現金でお振込みいただく場合には、お振込み手続きを行う方(例えば保護者の方が手続きを行うときは保護者の方)の本人確認書類を提示ください。

(注2) ATMでの現金振込を取り扱っていない銀行もあります。

### ○ 預金口座を通じたお振込みの場合

ATM・窓口のいずれにおいても、従来と同様の方法によりお振込みいただけます(注)。

(注) 口座開設時に本人確認手続きが済んでいない場合には、本人確認書類の提示がないとお振込みいただけないことがあります。

[詳しくは、こちら\(金融庁のホームページ\)をご覧ください。](#)